



Vol. 3 ★団体交渉ルール ★具体的な団体交渉ルールの文例

弁護士 向井 蘭
狩野・榎本・岡法律事務所

団体交渉について

第1 団体交渉ルールの具体的な文例

前回、団体交渉の記録方法、団体交渉の開催手続などのルールについて述べました。

今回は、具体的な団体交渉ルールについての労働協約の文例について述べます。

第2 団体交渉の出席者

文例「団体交渉の出席者は、原則として会社側は会社役員、職員（非組合員）とし、組合側は支部の組合員及び○組合本部の支部担当執行委員（1名）とする。これ以外の者が出席者が出席する場合は、予め相手側の同意を得なければならない」

解説 団体交渉を開催する場合、上部団体の執行委員が出席することがあります。もちろん、使用者は上部団体の役員の出席を拒否することはできませんが、無制約に認める必要はありません。上記のとおり、1名しか認めないということも可能です（ただし、労組の同意が必要です）。

また、団体交渉の際、労働組合とは何ら関係のない人物が支援者と称して参加することがあります。本来、団体交渉は、使用者と労働組合が協議するわけですから、労働組合員または上部団体の役員以外の人物を参加させなくともかまいません。

文例「団体交渉の出席者は、原則として労使双方各5名以下とし、何れか一方が6名以上となる場合は、予め相手側の同意を得なければならない、相手側の同意を得た範囲内の人数の出席が認められる（傍聴は認めない）」

解説 団体交渉の出席者は、労使双方がそ

れぞれ決めることができます。また、団体交渉はあくまでも、労使双方の代表が協議すれば足りるので、大人数の出席は必要ありませんし、まして傍聴人も不要です。この点を団体交渉ルールとして労働協約を締結するべきです。

第3 団体交渉開催時間

文例「団体交渉は、原則として1回の交渉時間を2時間程度とし、開催中の団体交渉を延長する場合は、双方合意の上で1時間以内の延長とする」

解説 団体交渉の開催時間について特に労働組合法上の明文の規制はありません。それでは、労働組合が望めば、徹夜にわたる団体交渉であるとか、使用者が合意するまで団体交渉が終わらないだとか、常軌を逸した長時間にわたる団体交渉を行なわなければならないのでしょうか？

そのようなことはありません。協議内容にもよりますが、せいぜい2時間協議を行えば、あとは議論が平行線になったり、持ち帰って検討しないと協議が進まないなどの状態になることが多いのです。そこで、原則として1回の交渉時間を2時間程度とし、双方合意の上で延長することができると定めておく必要があるのです。

今回は、団体交渉の録音、記録、開催手続についての文例を紹介します。

お気軽にご相談ください

弁護士向井蘭に御用の場合は、お気軽にお電話ください。
弁護士 向井 蘭 (E-mail:r.mukai@mbm.nifty.com)
狩野・榎本・岡法律事務所 TEL:03-3288-4981 FAX:03-3288-4982
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2-6 第2泉商事ビル8階
執務時間:10:00~17:00